

3 競争政策等関係

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
カルテル・談合に対する執行の強化 （公正取引委員会）	カルテルに対する現行の課徴金制度について、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い、カルテルや談合の抑止を図るために、恣意性を排除し、かつ透明性を確保した上で、調査に積極的に協力し、かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要性・導入の可能性のほか、必要に応じて有効な調査、検査の在り方などを含めて、公正取引委員会の審査活動の実効性を高める方策について検討する。	検討 （結論）			<p>（公正取引委員会）</p> <p>課徴金の減額措置の導入を含めた独占禁止法の手続規定等について検討するために、「独占禁止法研究会」を開催し、同研究会は、平成13年10月、その検討結果を取りまとめた。同研究会の報告書では、現行の課徴金制度の性格や非裁量性といった制度設計上の制約等から、課徴金の減額措置を導入することは困難であるとし、課徴金の減額措置を含めた制裁減免制度の導入等については、独占禁止法違反行為に対して採られる措置の体系について見直すことを検討する際に併せて検討すべき課題であり、公正取引委員会において、早急に措置体系の見直しの検討に着手すべきとしている。</p> <p>公正取引委員会としては、同報告書等を踏まえ、措置体系全体の見直しに係る検討に着手することとしている。</p> <p>独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、インターネットを利用して申告できるシステムについて、平成14年4月10日から運用を開始した。</p>	
入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入 （公正取引委員会）	入札談合に関与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、新しい制度の導入を含めた法整備について検討を行う。	検討 （結論）			<p>（公正取引委員会）</p> <p>入札談合に関与した発注者側に対する措置については、議員立法により検討されているところである。与党内の法案調整が終了しなかったため、先の臨時国会には提出されなかった。</p> <p>なお、引き続き、通常国会提出に向けて与党内調整が進められており、必要な検討を行う。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
規制産業における競争の促進 （公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省）	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。	必要に応じて実施			（公正取引委員会） 経済産業省の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及びガス市場整備基本問題研究会にオブザーバー参加する等規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、競争促進の観点から積極的に対応した。 「政府規制等と競争政策に関する研究会」を開催し、「通信と放送の融合分野における競争政策上の課題（中間報告）」を取りまとめ、公表した（平成13年12月25日）。	
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。	検討（逐次結論）			（公正取引委員会） 電力取引に係る独占禁止法違反事件処理の経験を踏まえ、先に公表した「適正な電力取引についての指針」を補足するため、「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を作成・公表した（平成13年11月16日）。 （公正取引委員会、経済産業省） 「適正な電力取引についての指針」を補足・充実させるため、総合資源エネルギー調査会の下に適正取引ワーキンググループを設置し、公正取引委員会とも連携して、検討中。 （公正取引委員会、総務省） 公正取引委員会と総務省は、平成13年11月30日、電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同して作成・公表した。	
一般集中規制（持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制）の見直し（公正取引委員会）	現行の持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制については、一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして、事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し、平成13年度中に結論を得て、平成14年度中に所要の措置を講ずる。	検討（結論）	措置		（公正取引委員会） 一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために、「独占禁止法研究会」を開催し、同研究会は、平成13年10月、その検討結果を取りまとめた。 公正取引委員会は、同報告書等を踏まえ、一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し、同法案は、平成14年3月5日、第154回国会に提出された。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
景品類に関する規制の見直し（公正取引委員会）	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。	措置			(公正取引委員会) 平成13年4月26日、「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」を公表した。	
民事的救済制度（公正取引委員会）	制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止め請求ができる独占禁止法違反行為として、私的独占及び不当な取引制限を対象とすることを含めて、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討			(公正取引委員会) - 民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月1日から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。	
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方（公正取引委員会）	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	引き続き励行			(公正取引委員会) 引き続き励行する。	
電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化（公正取引委員会）	電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。	措置			(公正取引委員会) 平成13年11月30日、電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を総務省と共同して作成・公表した。	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化（公正取引委員会）	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			(公正取引委員会) 平成14年3月28日、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」の原案を公表した。今後、それに対して寄せられた意見を踏まえて、成案を取りまとめ、公表予定。	
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化（公正取引委員会）	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。	措置			(公正取引委員会) 有識者からなる「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」の報告書を公表し、ソフトウェアライセンス契約等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図った（平成14年3月20日公表）。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公共料金 （内閣府及び関係省庁）	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」（平成6年11月18日閣議了解）を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。	逐次実施			-	（内閣府、関係省庁）
（内閣府及び関係省庁）	a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちょく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。		フォローアップ			
（内閣府）	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。	検討				（内閣府） 平成13年4月に物価安定政策会議特別部会の下に基本問題検討会を開催して検討を開始。